

著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム 審議経過報告書

令和 2 年 1 月 2 2 日
著作物等のライセンス契約に係る制度
の在り方に関するワーキングチーム

1. 経緯

平成29年度の文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（以下「**法制・基本問題小委員会**」という。）において、利用許諾に係る著作物を利用する権利の対抗制度の導入や独占的ライセンシーへの差止請求権の付与等のライセンス契約に係る制度の在り方について、検討を行っていくべきとの意見が示されたことを踏まえ、同年度、文化庁委託事業として「著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関する調査研究」¹（以下「**調査研究**」という。）が実施された。その調査研究の結果、著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度及び独占的ライセンシーに差止請求権を付与する制度に関し、その導入について検討を行う必要性が示された。

この調査研究の結果を踏まえ、法制・基本問題小委員会としても利用許諾に係る著作物を利用する権利の対抗制度の導入や独占的ライセンシーへの差止請求権の付与等のライセンス契約に係る制度の在り方について検討を行うことが適当であると判断し、法制・基本問題小委員会の下に著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム（以下「**ワーキングチーム**」という。）を設置した上、当面の検討課題として、①著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入及び②独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度の導入について検討することとされた。

これらの検討課題に係る検討の進め方については、昨年度のワーキングチームにおいて、各検討課題は関連性を有するものの、それぞれ独立して存在し得る制度に関するものであり、専門的かつ集中的な検討を要する論点を多く含んでいることから、まず①著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入について検討を行い、その後に②独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度の導入についての検討を順次行うこととした。

昨年度のワーキングチームでは、検討課題のうち、①著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入について検討を行い、平成30年度第4回法制・基本問

¹ 平成29年度文化庁委託事業「著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関する調査研究」（一般財団法人ソフトウェア情報センター）

題小委員会（平成30年10月29日）において、ワーキングチームから、利用許諾に係る権利については、対抗要件を要することなく当然に対抗することができることとする制度（以下「**当然対抗制度**」という。）を導入することが適当である旨の審議経過報告を行った。他方、②独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度の導入については、独占性の対抗制度の導入と併せて、継続して検討を行う旨報告している。この内容は、平成31年2月4日に文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会報告書²として、平成31年2月13日に文化審議会著作権分科会報告書³として取りまとめられた。

以上の経緯を踏まえ、今年度は、令和元年8月9日の法制・基本問題小委員会において再度ワーキングチームを設置し、検討課題のうち検討未了となっていた独占性の対抗制度の導入及び独占的ライセンシーへの差止請求権を付与する制度の導入について検討することとされた。

2. 検討課題の概要

（1） 独占的ライセンスの対抗制度の導入について

独占的ライセンス契約における独占的ライセンシーは、著作権者等が他の者との間で別途、ライセンス契約を締結した場合や、著作権等が他の者に譲渡された場合、これらの者に対し、当該ライセンスの独占性を主張する手段はない。そのため、ライセンスの独占性を確保するために非独占的ライセンスよりも高い対価を支払っていることが多い独占的ライセンシーの地位が不安定な状況にある。

一般的な利用許諾に係る権利の対抗制度については、文化審議会著作権分科会報告書（2019年2月）において、当然対抗制度の導入が適当という内容の提言がまとめられ、次の法改正のタイミングでその当然対抗制度が導入される見込みである。同報告書では「著作物の利用許諾に係る権利の対抗制度とは、…利用許諾に係る利用方法及び利用条件に従って著作物を利用することができるという点について対抗を可能とする制度をさし、自分以外の者には利用を行わせないという点（独占性）の対抗を可能とするものではないものとして検討を行うこと」とされ⁴、独占性の対抗を可能とする制度については、「利用許諾に係る権利の対抗制度とは譲受人に与える影響の程度が異なるため、その不利益の程度に応じた適切な対抗力の付与の在り方について検討を行う必要があるところ、…もう一つの検討課題である『独占的ライセンシーへの差止請求権の付与』の在

² 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会報告書（2019年2月）101頁

³ 文化審議会著作権分科会報告書（2019年2月）101頁

⁴ 文化審議会著作権分科会報告書（2019年2月）108頁

り方を考える上で密接に関わる論点になり得ることから、当該検討課題と併せて今後検討を行うこと」とされた⁵。

そこで、今年度のワーキングチームでは、上記報告書の整理及び調査研究結果を踏まえ、民法法理との整合性、制度の導入が契約実務に与える影響、他の知的財産権法との整合性、他の著作権制度に与える影響等を考慮しつつ、著作物等に係る独占的ライセンスの対抗制度の在り方を検討することとした。

（２） 独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度の導入について

現行著作権法では、特許法における専用実施権や商標法における専用使用権のような準物権的な利用権が出版権以外に存在しておらず、原則として独占的ライセンシーが差止請求権を行使することはできない。独占的ライセンシーが差止請求権を行使する方法としては、現行法の下でも債権者代位権の転用により著作権者等の有する差止請求権を代位行使するという方法が考えられるところであるが、これについては債権者代位権の行使に当たってライセンサーが侵害排除義務を負っていることを求める裁判例が存在し⁶、実態としてライセンサーが侵害排除義務を負う場合は多くないこと、そのような義務を負うことに抵抗感を有する著作権者等が存在すること、また、著作権者等が第三者との間で別途、利用許諾契約を締結した場合の当該第三者に対してはかかる方法を用いて対応することはできないことから、債権者代位権の行使による対応が十分可能な状態とは言い難い状況にある。

したがって、独占的な利用に対する期待を有する独占的ライセンシーが、他の者による当該著作物等の利用が発生している場合に、自ら当該利用行為を差し止めることが困難な状況にある。

昨今、海賊版による著作権者等への被害が拡大している中で、独占的ライセンシーが自ら差止請求を行うことができるようになれば、インターネット上の海賊版の削除請求や税関における海賊版の水際差止め等の対策が容易となり、海賊版による被害の拡大防止に資するものと考えられる。

そこで、今年度のワーキングチームでは、調査研究結果を踏まえつつ、民法法理との整合性、他の知的財産権法との整合性、著作権者の意思との関係等を考慮しつつ、権利行使の実効性を確保する観点から、独占的ライセンシーに差止請求権を付与する制度の在り方を検討することとした。

⁵ 文化審議会著作権分科会報告書（２０１９年２月）１０９頁の注１５６

⁶ 東京地判平成２８年９月２８日裁判所ウェブサイト

3. 検討の進め方

本検討にあたっては、まず前提となる用語・概念、検討対象場面について、必ずしも認識が共有されていないとの指摘もあったため、これらを整理することとした。

また、調査研究結果では、特許法における専用実施権のように分野を限らない準物権的な独占的利用権を創設することも課題解決手段の一つとして示されていたが⁷、他方で、現行法のもとで債権的な効力しかないとされる独占的ライセンス契約について、一定の場合に著作権等の譲受人、他のライセンシー、不法利用者等に対し、その独占的ライセンスの独占性を主張し、差止請求権を行使することができるようにしてほしいというニーズがあることも示唆されていたところである⁸（以下、準物権的な独占的利用権を創設する形での課題解決手段を「**出版権的構成**」、現行法のもとで債権的な効力しかないとされる独占的ライセンス契約について、一定の場合に著作権等の譲受人、他のライセンシー、不法利用者等に対し、その独占的ライセンスの独占性を主張し、差止請求権を行使することができるようにする制度を導入する形での課題解決手段を「**独占的利用許諾構成**」という。なお、ワーキングチームにおいて検討対象とする課題解決手段の詳細については下記4（4）で述べる。）。

もっとも、調査研究結果において、かかるニーズが明確に示されていたわけではなく、また、独占的ライセンスの独占性を保護することができる制度について関係者が実現を期待している状況をより具体的に把握することが今後の検討に資すると考えられたため、改めて、ワーキングチームにおいて、特に独占的ライセンスを活用している業界の関係者のヒアリングを実施し、関係者が実現を期待している状況や独占的利用許諾構成を検討する必要性を確認した上で、各構成における個別の検討事項についての検討を進めることとした。

以上を踏まえ、ワーキングチームにおける検討の進め方は以下のとおりとすることとした。

⁷ 調査研究報告書131頁

⁸ 例えば、既に出版権という準物権的な独占的ライセンスの制度が存在する出版分野において、調査研究のヒアリング調査では、「出版権者であっても、出版権侵害に該当しない侵害や、出版権の改正以前の多くの電子的利用許諾契約では、ライセンシーに差止請求権はなく、出版社単独では対処できない。一方、インターネット上の膨大な侵害事例は、個別の著作権者が差止等の対策をとることは不可能な量と態様になっており、出版社が著作権者の意向を集約して対処せざるをえない。」という意見があった（調査研究報告書99頁）。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 本検討の前提となる用語・概念，検討対象場面の整理 ② 関係者のヒアリングを実施し，関係者が実現を期待している状況及び独占的利用許諾構成を検討する必要性を確認・整理 ③ 独占的利用許諾構成について個別の検討事項を検討 ④ 出版権的構成，その他の構成について個別の検討事項を検討 ⑤ まとめ |
|---|

4. 審議経過

今年度のワーキングチームにおいては，上記3.のうち①及び②について審議したので，その結果を以下のとおり報告する。

(1) 暫定的な用語・概念の整理

本検討において使用する用語・概念について以下のとおり整理した。一部，審議の過程でチーム員から示された意見を付記しており，今後検討を進めるにあたっては，それらの意見にも留意しながら検討を進めることとする。

なお，以下の整理は検討の便宜のための暫定的なものに過ぎず，最終的に導入する制度や既存の制度等における用語の定義を示すものではないことに留意が必要である。

ア 独占的ライセンス

独占的ライセンス	・特に断りがない限り，以下の①及び②の二つのライセンスを区別せず，ライセンシーが単一に限定されているライセンスをいうものとする。なお，以下の①及び②の二つのライセンスを区別する際は，①については「債権的な独占的ライセンス」，②については，「物権的な独占的ライセンス」というものとする。 ① 現行法のもとでは債権的な効力のみを有するとされている独占性の合意がなされた利用許諾契約に基づくライセンシーの独占的利用権 ② 特許法における専用実施権，著作権法における出版権のような，準物権的とされる独占的利用権
----------	---

イ 独占性の合意

独占性の合意	・ 債権的な独占的ライセンス契約においてなされる「<u>独占性の合意</u>」とは、①<u>ライセンサーが当該ライセンス契約で付与したライセンスの範囲と重複するライセンスを他の者には付与しない</u>、という内容の合意をいうものとする。 ・ また、①の「独占性の合意」に加え、②<u>ライセンサー自身、当該ライセンスの範囲では当該著作物を利用しないこと</u>、という合意がなされている債権的な独占的ライセンスを「完全独占的ライセンス」といい、他方、①の「独占性の合意」がなされているものの、②の合意がなされていない債権的な独占的ライセンスは、「不完全独占的ライセンス」という。 ・ なお、ここでいう「独占性の合意」には、③<u>ライセンサーがライセンシー以外の者の利用を排除しなければならないという義務（侵害排除義務）</u>を含まないものとして検討する。
--------	---

ウ 独占性

独占性	・ 独占的ライセンシーが独占的ライセンスを付与されたことによって取得する当該著作物の利用を<u>独占的に行うことができるという地位</u>をいうものとする。
-----	--

【ウについてチーム員から示された意見】

- 独占性について「独占的に行うことができるという地位をいうものとする」と定義しているが、トートロジーになっているように見える。結局、ここの「独占性」というのは、これから議論して出来上がった制度における「独占性」の意味内容を入れ込むものと考えている。
- 今まで「独占性」と漠然と使ってきた用語を、このように独占利用性の意味だと定義することで、議論しやすくなる。この定義でいいか、悪いかは今後の議論の問題である。
- ここでいう「独占的」というのが“exclusive”と同義か否か、「独占的かつ排他的」という表現をするときと、単に「独占的」と表現するときでニュアンスが異なるのか否かと、といった辺りは、いろいろな考え方があると思われ、この時点ではそれを包摂した形で検討を進めざるを得ないのではないかと。

- 日本語では、「排他性を有する権利」という表現を使って、差止請求することができる権利であることを示すことがあるため、「排他性」「排他的」という言葉を使うと差止請求権があるという趣旨だと受け取られるかもしれない。そういう意味では、「独占的」の方が中立的なニュアンスになるので、「独占的」という文言を使っていくことにも一定の理由があると考えられる。

エ 独占的ライセンスの対抗制度

独占的ライセンスの対抗制度	・独占的利用許諾構成の場合は、債権的な独占的ライセンスの独占性の部分のみを対象とする対抗制度を意味するものとして検討する。 ・なお、独占的利用許諾構成における独占的ライセンスの利用権の部分は昨年度のワーキングチームで導入することが適当であると取りまとめられた利用権に係る当然対抗制度の適用対象になるという前提で検討する。 ・出版権的構成の場合は、独占性の部分のみではなく、利用権の部分を含む形で物権的な独占的ライセンスの制度を創設することになると考えられるため、当該構成の場合の「独占的ライセンスの対抗制度」とは当該ライセンスの独占性のみならず、利用権の部分をも対象とする対抗制度として検討する。
----------------------	---

オ **独占的利用許諾構成**における「独占性の対抗」

独占性の対抗	・第三者に対し、その独占的ライセンスに基づく独占性を積極的に主張することができることをいうものとする。
---------------	---

【オについてチーム員から示された意見】

- 「独占性を積極的に主張することができる」ということは直接差止請求を行うことができることと同義と考えてよいのか。独占的ライセンス契約を締結したにもかかわらず、これに反するライセンス契約が行われた場合には、①独占的ライセンシーは、著作権者等に対して債務不履行責任を主張することのみができるとする場合、②新しいライセンス契約の効力を否定して、妨害排除請求権等の著作権者等の有する権利を代位行使することができるとする場合、③独占的ライセンス契約に基づいて直接に差止請求を行えるとする場合、といった3つくらいの場合が考えられるが、「独占性を積極的に主張することが

- できる」ということは、このうちいずれかの場面のみを想定しているのか。
- 相手方が著作権等の譲受人や他のライセンシーの場合は債権者代位の問題にはならず、当該譲受人や他のライセンシーに対し直接差止請求をすることができるかという問題になるのではないか。
 - 不法利用者は無権利者なので、不法利用者との関係は対抗関係ではなく、誤解を避けるため、ここで「対抗」という言葉を使わない方がよいのではないか。
 - 賃借権は対抗要件を備えると、不法占有者に対して明渡請求することができるかとされるが、これについて対抗要件（対抗力）を備えた賃借権が物権化することからそのような請求をすることができるという考え方がある。そのため、本検討における不法利用者との関係でも、そのような考え方をとるか否かという形で、「独占性の対抗力」の有無が問題になることはあると思われる。
 - 「対抗」という言葉自体にいろいろな意味があるので、用語としては独占性を「主張し」といった中立的な表現に修正すれば、無用な誤解を避けて、今後の議論に対応することができるのではないか。
 - 特許法 99 条のように「対抗要件」を具備しなくとも「対抗力」を備える場合があるので、「対抗要件」、「対抗力」といった用語は細かく区別して使った方がよい。

※出版権的構成における「独占性の対抗」について

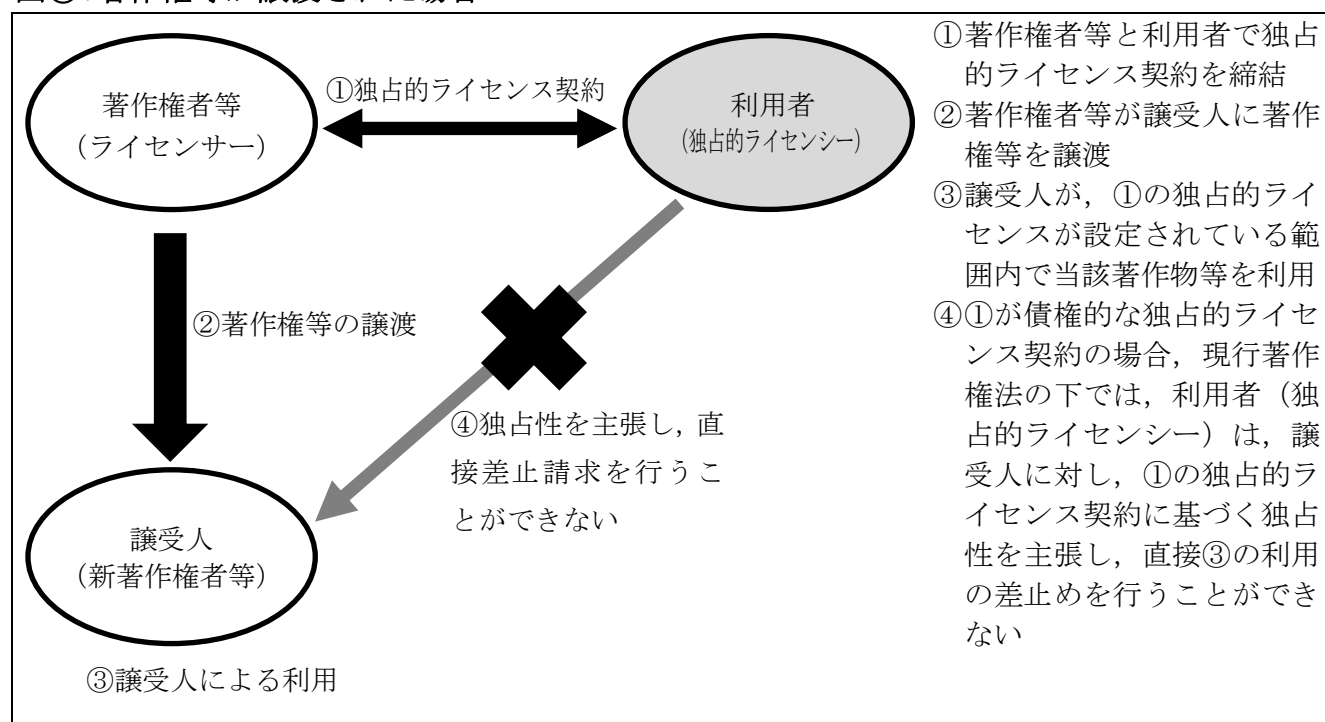
出版権的構成の場合は、上記エで整理したとおり、独占的ライセンスのうちの独占性の部分のみを取り出して対抗制度の導入するものではなく、利用権の部分も含めた物権的な独占的ライセンスの対抗制度の問題となるため、その対抗制度は、基本的には出版権の対抗制度（著作権法第 88 条参照）と同様のものになるものとする。

(2) 検討対象場面

ワーキングチームでは、本検討における検討対象場面を以下の図⑦乃至⑨のとおり整理した。なお、以下は、検討対象となる典型的な事例における現行著作権法の下での帰結を整理したものである。

なお、検討対象場面の図⑦や図④ - 1 及び 2 において、独占的ライセンシーが著作権等の譲受人や他のライセンシーに対して、その独占的ライセンスに基づき当該著作物の利用継続を主張できるか否かという点については、上記(1)エで整理したとおり、昨年度のワーキングチームで導入することが適当であると取りまとめられた利用権に係る当然対抗制度の適用により解決されるべき問題であるため、以下の各検討対象場面では言及していない。

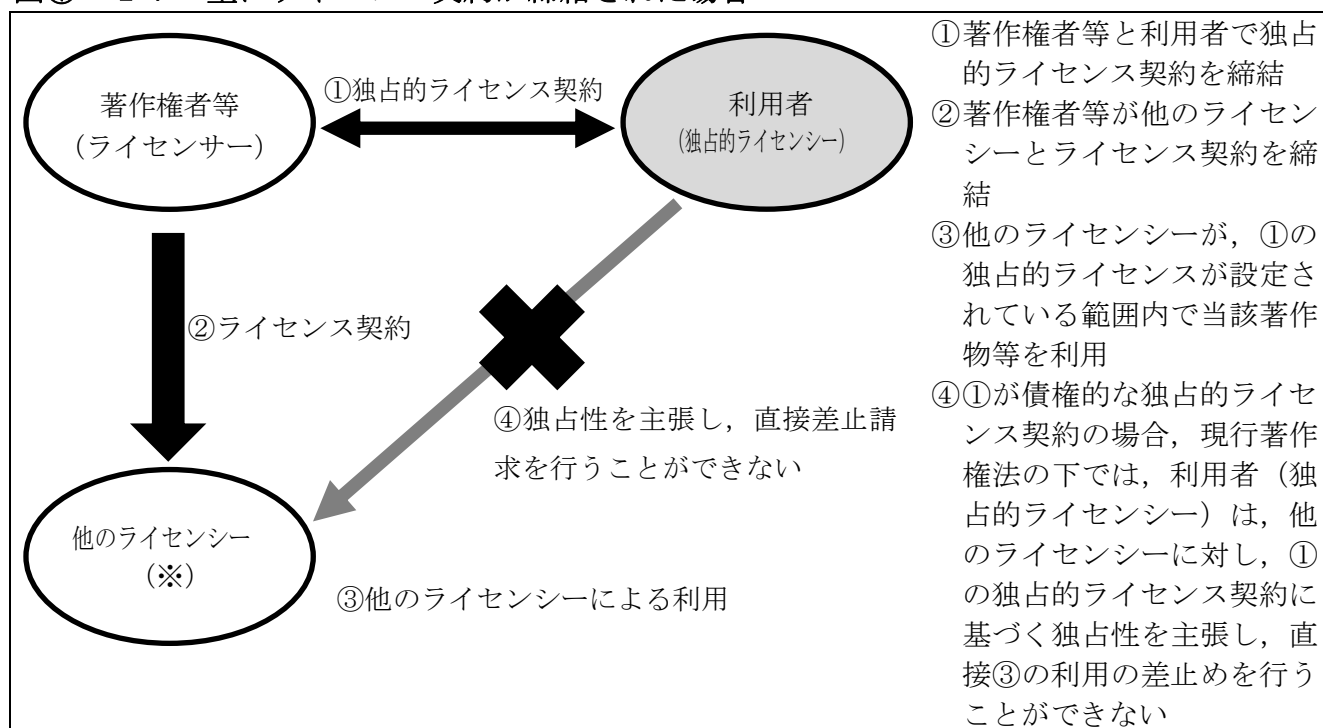
図⑦: 著作権等が譲渡された場合



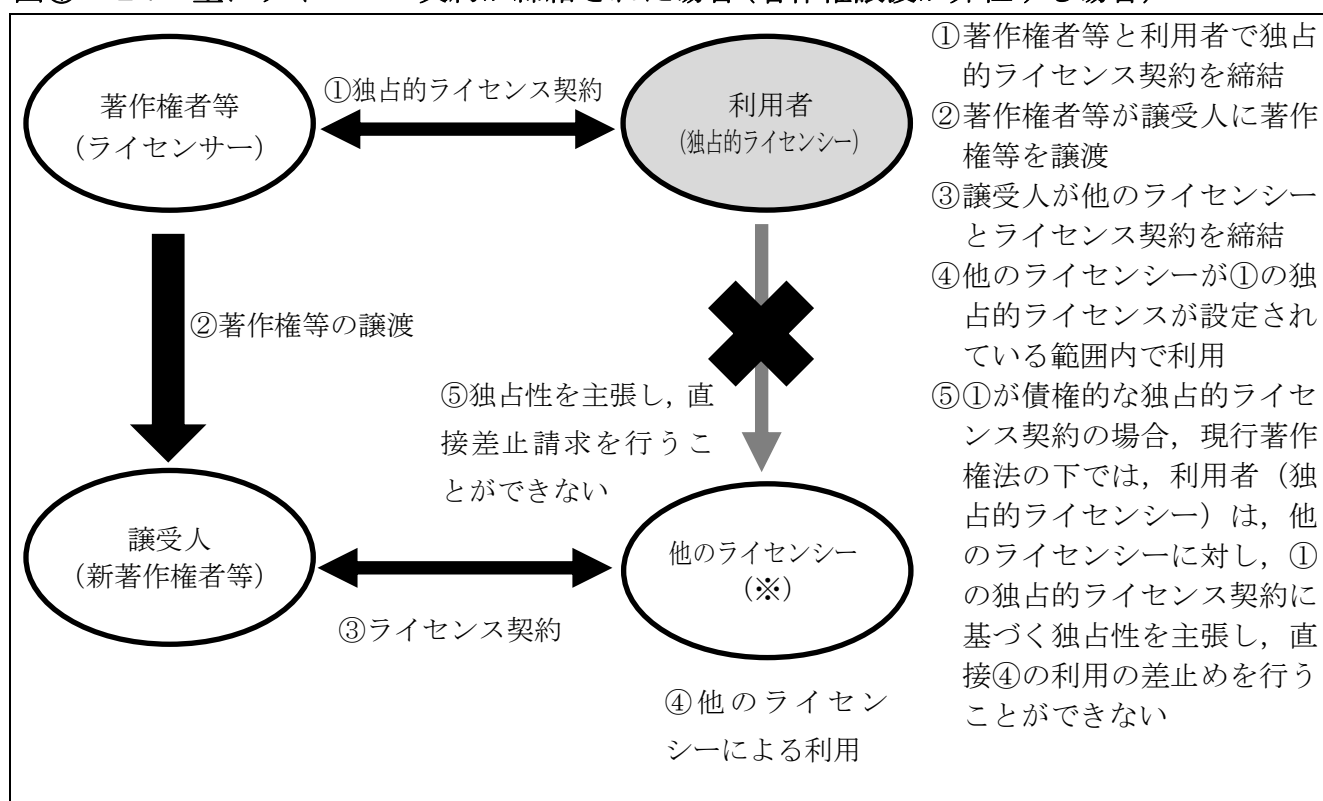
※図⑦は①によって利用者が取得する独占的ライセンスが完全独占的ライセンスであることを前提としている。

※著作権に対する差押えがなされ、執行・売却されたことによって生じる著作権等の移転の場合も図⑦と同様と考えられる。ただし、この場合の対抗関係については、独占的ライセンシーと差押債権者間について生じると考えられる。

図① - 1 : 二重にライセンス契約が締結された場合

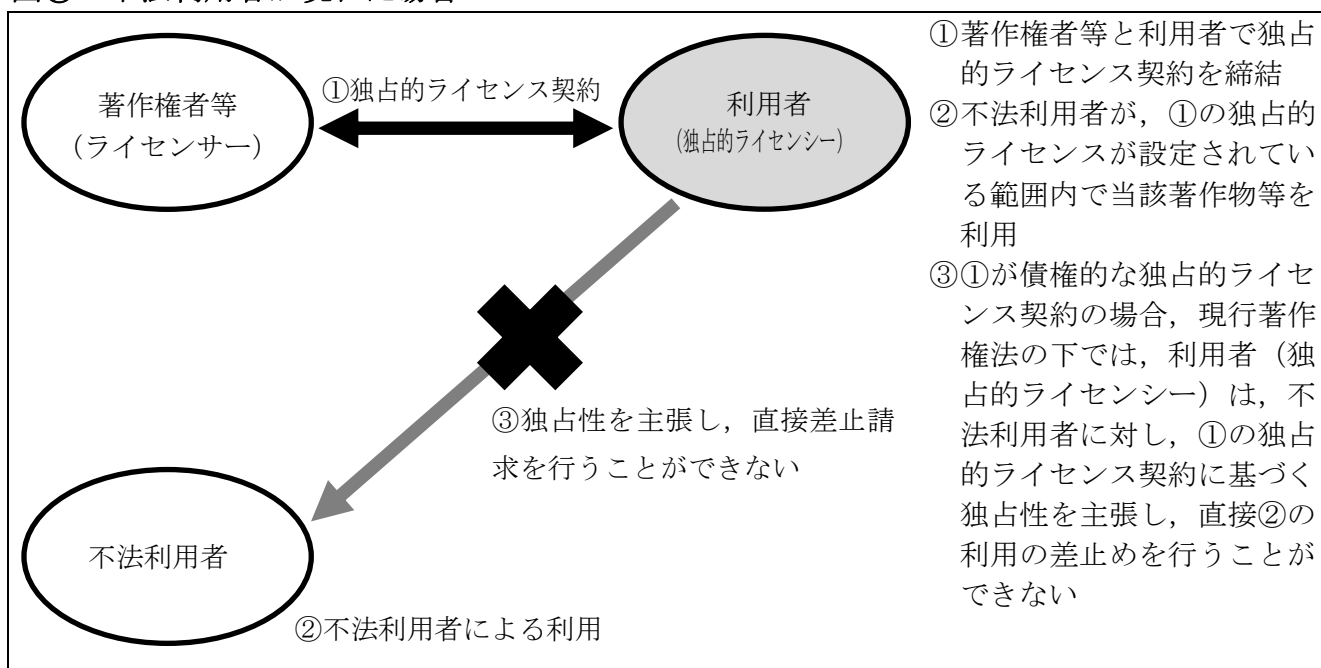


図① - 2 : 二重にライセンス契約が締結された場合（著作権譲渡が介在する場合）



※「他のライセンシー」については、独占的ライセンシーの場合と非独占的ライセンシーの場合の2通りがある。

図⑦：不法利用者が現れた場合



（３） 関係者が実現を期待している状況

独占的ライセンスの対抗制度の導入及び独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度の導入については，調査研究において，それらの導入を検討する必要性が示されているところであるが⁹，今回の検討の前提として，より具体的に関係者が実現を期待している状況について把握するため，改めて独占的ライセンスを広く活用しているとされる業界の関係者（一般社団法人日本書籍出版協会，一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム，一般社団法人日本映像ソフト協会）に対し，ワーキングチームにおいてヒアリングを行った。ヒアリング結果の概要は下記アのとおりであり，関係者においては，具体の制度設計については細かい要望の違いはあるものの，概ね，何らかの形で独占的ライセンスの独占性を保護することができる制度の導入が期待されている状況である。

ア 関係者に対するヒアリング結果概要

（ア）総論

独占的ライセンスの独占性を保護することができる制度の導入については，以下のとおりいずれの関係者も総論としては積極的な意見であることが確認された。

⁹ 調査研究報告書 67 - 69 頁，98 - 111 頁

■ヒアリング結果概要

【一般社団法人日本書籍出版協会】

- 独占的ライセンスの対抗制度や独占的ライセンシーに固有の差止請求権を付与する制度を導入することについては、望ましいと考える。
- 独占的ライセンスに関わる現行制度としては、出版分野については出版権制度が存在するため、従来はこれでカバーできていた。ただ、出版社が手掛ける事業の多様化や、特に電子におけるビジネスモデルの多様化に、出版権規定では対応できていないのではないかと考えている。

【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】

- 著作物を独占的に利用できる地位を得られた場合については、その独占性については基本的に保護されるべきだと考えている。
- 著作権の独占的ライセンス契約は、その独占性を担保できることが重要であるため、ライセンシーがそのライセンスの独占性の範囲内で権利行使が可能であることが必要である。もっとも、著作権の一次的な権利行使責任はあくまで権利者にあると考えているので、独占的ライセンシーが権利行使できるのは権利者が権利行使をしない場合など、一定条件のもとライセンシーが権利行使できる制度が望ましい。

【一般社団法人日本映像ソフト協会】

- 独占的ライセンス契約を締結し、商品化に資本を投下した後、第三者から権利主張をされる潜在的なリスクがあることは、事業を進める上で好ましいことではない。
- 独占的ライセンシーが、海賊版等の不法利用者に対して不法利用の停止を求めた際に、著作権者ではないだろうと要求を拒否される場合がある。不法利用者に対して迅速に不法利用を停止させることは、権利侵害の拡大を防止するうえでも重要であると考え。
- 独占的ライセンシーが当該独占的ライセンスを対抗でき、固有の差止請求権を認める制度導入は、上述したようなリスクや損害の拡大を防止する上で必要であると考え。

（イ）著作権等が譲渡された場合について（上記（２）図㊦）

著作権等がライセンサーから他の者に譲渡された場合の独占的ライセンスの独占性の保護の在り方については、その独占性を主張するための要件や独占的ライセンス契約を著作権等の譲受人に承継させるか否かといった点で細かい違いはあるものの、いずれの関係者からも、著作権等の譲渡があった場合でも一定

の場合には継続してその独占性を確保することができることが望ましいとの意見が示された。

■ヒアリング結果概要

【一般社団法人日本書籍出版協会】

- 独占的ライセンス契約の存在を立証するとともに、相手方が独占的ライセンス契約の存在を認識していることを立証できれば、独占的ライセンスの独占性を対抗し、独占的ライセンシーから直接差止請求を行うことができる制度が妥当と考える。
- 著作物の点数の多さから、登録を独占性の主張や差止請求の要件とすることは当事者のコスト、社会的コストが高すぎると考える。また事業の実施を要件とすると、契約から商品を出すまでの期間が保護されず、独占性を保護することにつながらない。

【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】

- 安定的なビジネス継続のため独占的ライセンシーの保護が重要。著作権が第三者に譲渡されようとも独占的使用権は同条件で継続されるべき。
- ライセンサーが著作権を他の者に譲渡した場合、新権利者がはっきりしているのであれば、ライセンスフィーは、新権利者に支払ってしまった方がいいと考えている。
- 著作権の譲受人にライセンサーの地位が全部移ってよいのかという点については、例えば、当該著作物の使い方の監修等があるので、元のライセンサーに協力を得ないといけない部分はあるが、それを含めて権利者になったからには一旦は譲受人が独占的ライセンス契約を引き継いで、具体的にどうするかというところはその後話し合うことかと考えている。

【一般社団法人日本映像ソフト協会】

- ライセンサーから著作権等の権利を譲り受けた者に対しては、登録等の要件なしで保護される制度が望ましい。ライセンス契約の有無は、著作権譲渡やライセンス契約を締結する際に調査するのが一般的で、デューデリジェンスで対応可能である。したがって、独占的ライセンス契約の存在を立証できれば独占的ライセンシーとして事業が継続できる制度が望ましい。
- ビデオソフトの場合、独占的ライセンシーは発売元又は販売元としてパッケージに記載されており、明認方法による独占的ライセンスの公示がなされている。したがって、事業化が行われ、独占的ライセンシーの権利が公示された後に現れた第三者に対しては、独占性を対抗でき、差止請求できる制度が望ましい。

(ウ) 二重にライセンス契約が締結された場合について(上記(2)図①-1及び2)

二重にライセンス契約が締結された場合の独占的ライセンスの独占性の保護の在り方については、その独占性を主張するための要件や具体的に保護を求めている場面について細かい違いはあるものの、いずれの関係者からも、独占的ライセンシーが一定の要件を満たした場合には継続してその独占性を確保することができることが望ましいとの意見が示された。

■ヒアリング結果概要

【一般社団法人日本書籍出版協会】

- 独占的ライセンス契約の存在を立証するとともに、相手方が独占的ライセンス契約の存在を認識していることを立証できれば、独占的ライセンスの独占性を対抗し、独占的ライセンシーから直接差止請求を行うことができる制度が妥当と考える。
- 著作物の点数の多さから、登録制度は当事者のコスト、社会的コストが高すぎると考える。また事業の実施を対抗要件とすると、契約から商品を出すまでの期間が保護されず、独占性を保護することにつながらない。

【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】

- ライセンサーから新たに利用許諾を受けた第三者の契約は無効とするのが妥当。その上で無許諾の第三者(不法利用者)に対するのと同様に一定条件のもと独占的ライセンシーに当該第三者への差止請求を認めるべき。
- 無許諾の第三者との関係では、ライセンシーが、ライセンサーへ無許諾の第三者の利用の差止めを求め、一定期間の間にライセンサーが差止めを行わない場合には、独占的ライセンシーはその独占性を守るために必要な範囲で、無許諾の第三者の著作物の利用を差し止めることができる法制度が妥当。
- 二重ライセンスがなされた場合に後に締結されたライセンス契約を無効にしてもよいと考えている理由については、もともとライセンサーというのは独占的ライセンス契約をしていることを認知していることがまず大前提だと考えている。そのライセンサーが第三者に対して新たにライセンスを与えたといったときに、ライセンスを受ける側もライセンサーに先行する独占的ライセンスの有無を確認する義務が発生していると考えている。そのため、その両者のお互いの落ち度があると考えて、後に締結されたライセンス契約は無効にしてもいいのではないかと考えている。

【一般社団法人日本映像ソフト協会】

- 二重に独占的ライセンス契約が締結された場合については、先に独占的ライセンス契約を締結した者が、その独占的ライセンスに基づき事業化した後に現れた他の独占的ライセンシーに対しては、その独占的ライセンスの独占性を主張し、差止請求できるという形が望ましい。他方、二重に独占的ライセンス契約が締結された場合に、後から独占的ライセンス契約を締結した者が先に独占的ライセンス契約を締結した者よりも早く事業化した場合は、後から独占的ライセンス契約を締結した者が、先に独占的ライセンス契約を締結した者に対し、その独占的ライセンスの独占性を主張し、差止請求できるようにするのは望ましくない。そのため、誰も事業化をしていない間に二重に独占的ライセンス契約が締結された場合については、相互に独占的ライセンスの独占性を主張し、差止請求を行うことが出来ないものとし、両方の独占的ライセンシーが対象著作物の利用を継続できる形が望ましいと考えている。
- 上記を具体例で示すと、独占的ライセンシーのA、B及びCが現れた後、Bが事業化し、その後にさらに独占的ライセンシーDが現れた場合、①A、B及びCは、相互に独占的ライセンスの独占性を主張し、差止請求を行うことはできず、それぞれ対象著作物の利用を継続できるものとする、②事業化をしたBは、その事業化後に現れたDに対して、自己の独占的ライセンスの独占性を主張し、差止請求をすることができる、③事業化をしていない（又はBよりも後から事業化をした）A及びCは、①のとおり利用は継続できるものの、Bの事業化後に現れたDに対しては、その独占的ライセンスの独占性を主張し、差止請求を行うことはできない（Bの事業化後に現れた独占的ライセンシーに対し、差止請求を行うことができるのは最初に事業化をしたBのみで、仮にAやCが後れて事業化したとしても、その事業化の後に現れた独占的ライセンシーに対して、AやCは差止請求をすることができず、Bのみが差止請求できる）、といった形になることが望ましいと考えている。

（エ） 不法利用者が現れた場合について（上記（２）図㊸）

不法利用者が現れた場合については、著作権者による権利行使がなされない場合に限定するか否かという点で意見の違いはあったものの、いずれの関係者からも、独占的ライセンシーが不法利用者に対し、その独占性を主張し、直接差止請求をすることができるようにすることが望ましいとの意見が示され、当該主張や差止請求にあたって、上記の限定の他に特段の要件が必要との意見は見られなかった。

■ヒアリング結果概要

【一般社団法人日本書籍出版協会】

- 独占的ライセンス契約の存在を立証できれば，独占的ライセンスの独占性を対抗し，独占的ライセンシーから直接差止請求を行うことができる制度が妥当と考える。

【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】

- 一定条件のもと，独占的ライセンシーに第三者への差止を認めるべき。具体的には，無許諾の第三者との関係では，ライセンシーが，ライセンサーへ無許諾の第三者の利用の差止めを求め，一定期間の間にライセンサーが差止めを行わない場合には，独占的ライセンシーはその独占性を守るために必要な範囲で，無許諾の第三者の著作物の利用を差し止めることができる法制度が妥当と考える。

【一般社団法人日本映像ソフト協会】

- 不法利用者に対しては，独占的ライセンシーは当然に差止請求できるとすべきだと考える。

（オ）その他

独占的ライセンシーの差止請求権の行使にあたって著作権者等の承諾を要件とすることや出版権的構成で制度設計すること等，その他制度設計に関して以下のような意見が示された。

■ヒアリング結果概要

【一般社団法人日本書籍出版協会】

- 出版権に基づき権利行使をする場合は，実務上著作権者への問い合わせを行っているケースが多いが，明らかな海賊版の場合は行わないことも多い。その例にならえば，著作権者等の承諾を独占的ライセンスに基づく差止請求等の要件とすることは制度として使いにくくなるため，妥当とは思われない。
- 出版権的構成については，そもそも出版権規定が妥協の産物であり，使いにくいところがあるとはいえ，出版界は80年以上出版権規定とつきあってきており，その見直しにつながるのであれば，積極的に出版権的構成を推すことはできない。
- また，現行出版権規定についても，出版に関する利用の全てをカバーできていないわけではない。保護が望まれる独占性については，このワーキングチームでは，独占的ライセンシーが独占的ライセンスを付与されたことによって取得

する当該著作物の利用を独占的に行うことができるという地位をいうものと、定義されているが、そこにおける「著作物の利用」は多くの場合、著作権の一部の利用であり、支分権単位ですらないことも多い。現行出版権規定が支分権単位での設定となっていることを考えると、出版権的構成だと実際の利用形態に対応が難しく、過剰または不十分なものになってしまう危険があるのではないかと。

- 上記で「現行出版権規定が支分権単位の設定となっていることを考えると、出版権的構成だと実際の利用形態に対応が難しく」と述べたのは、出版権的構成を取るとすると、どうしても支分権単位の設定になってしまったり、あるいは権利の内容を法定する必要があると思われるがそれは実際上使いづらい可能性があって、それよりは、債権的な独占的ライセンスであれば、ライセンス対象は自由に定めることができるので、その独占的ライセンスに対抗力あるいは差止請求権を付与してもらった方が実務上使いやすいと思われるという趣旨である。

【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】

- 著作権に係る権利行使の一次的責任は著作権者にあることを明確にしておきたい。
- 現実に存在する多数の独占的ライセンス契約は、特許法の専用実施権のような契約ではなく、独占的通常実施権に似た契約であることを考慮していただきたい。
- ゲームの開発・運営に関しては、契約締結後に著作物を生み出していくことが想定されている、というビジネスの特性上、契約対象となる著作物は、契約時点に存在する著作物と、契約以降に順次発生する著作物が対象となる点は考慮していただきたい。

【一般社団法人日本映像ソフト協会】

- 差止請求権行使に著作権者等の承諾を要件とすると、外国に権利者がいる場合その他、迅速な差止請求権の行使が困難になる懸念がある。したがって、独占的ライセンシーは、不法利用者に対して著作権者の承諾なく差止請求できるとすべきであると考えます。
- 出版権的構成については、既存の債権的な独占的ライセンス契約について現行法における取扱いのままとなるのであれば、現に保護が必要な独占的ライセンシーの保護に欠けるので、妥当ではないと考える。別途物権的権利を創設することは、それが利用されるかどうか定かではないが、既存の債権的な独占的ライセンス契約を保護することが重要であると考えます。

(カ) 現行の著作権制度について支障を感じている点

出版分野については、物権的な独占的ライセンスの制度として著作権制度が既に存在するところ、著作権制度については、以下のように近年のビジネスモデルの変化に伴い、十分に対応できていない部分があるのではないかと意見が示された。

■ヒアリング結果概要

【一般社団法人日本書籍出版協会】

- 紙媒体出版物しかない時代には、「著作権設定」と「出版に関する利用許諾」との間に違いはなく、おおむね著作権規定の範囲で出版契約の重要事項はカバーされていたと言える。それでも著作権規定がなじむのは単一著者の書籍に限られていた。現在、紙媒体も電子媒体もビジネスモデルや流通形態に変化があり、出版社の活動の幅も広がることにより、「著作権設定」だけでは出版契約が成り立たない状況が生じてきていると考えられる。著作権が、支分権に依拠した物権的構成をとっている以上、やむを得ないのであるが、「著作権規定」に頼らない契約実務が要求されてきている状況になっていると考える。
- 現状、著作権の内容と実際の利用行為とのずれとして認識しているものの多くは、紙媒体の出版において、書籍の版型ごとに出版の内容を限定する、ないしは、著作権者の意向として書籍はこちらA出版社、ペーパーバックはB出版社といった設定をしたいといった要望があったときに、そのときに著作権設定契約を使うのか、使わないのか、使ったときに少なくとも紙媒体出版の複製権という意味では被ってしまうので、そのときに先行する著作権設定契約を解除するのか、ないしは契約を巻き直すのかといったところになる。
- 著作権の内容と実際の利用行為とのずれとして認識しているもう一つの点は、電子書籍についてである。電子書籍については、ある種のいろいろな加工を施した上で、それを一体のものとして出すといった場合に、著作権の「原作のまま」という要件でいけるのかどうかというところは気になっている部分である。

イ ヒアリング結果の整理及びヒアリング結果に対するチーム員からの意見

上記アのとおり、関係者に対するヒアリングの結果、著作権等が譲渡された場合、二重にライセンス契約が締結された場合、不法利用者が現れた場合のいずれの場合も一定の場面又は一定の要件を満たした場合には独占的ライセンスの独占性を保護することができるとする制度のニーズがあることが確認されたところである。

また、独占的ライセンスの独占性が保護されるための要件については、以下の点において、概ねヒアリングを行った関係者において共通していたものと思われる。

■ヒアリングにおいて関係者間で概ね共通していた点

- 独占的ライセンシーが著作権等の譲受人や他のライセンシー、不法利用者に対し、そのライセンスの独占性を主張し、差止請求を行うための要件として登録を要件とすることは妥当ではない。
- 独占的ライセンシーが差止請求を行使することができるとした場合に、その差止請求にあたって著作権者等の承諾を得ることを要件とすることについては積極的に必要という意見はなかった。

さらに、ヒアリングにおいて関係者から示された意見・要望のうちいくつかのものについては、チーム員から、今後の検討にあたって以下のような点に留意が必要との意見があった。

■ヒアリングを踏まえてチーム員から示された意見

- 独占的ライセンシーが独占性を主張し、差止請求を行うための要件として登録を要件とすることは妥当ではない、という意見については、既存の著作権の登録制度の使い勝手が悪いということであって、独占的ライセンシーが独占性を主張し、差止請求を行う際に何らかの公示制度における公示を要件とせざるを得ないとなった場合に、既存の著作権の登録制度をそのまま使うことは現実的ではないとしても、それに代わる、より使い勝手のいい登録制度を考えていく余地はあると思われ、それは今後の検討事項になると考える。
- 著作権者等の承諾を独占的ライセンシーによる独占性の主張や差止請求の要件とするか否かという点については、今回のヒアリング対象者には著作権者等の権利者側の関係者が含まれていなかったため、著作権者等の立場から、独占的ライセンシーに自由に差止請求権を行使されて困らないかという点については、今後の検討に際し留意する必要がある。
- 現在存在しない将来取得する著作権についての独占的ライセンスについても保護対象にされたいとの要望も見受けられたところ、そういう将来取得する著作権についての独占的ライセンスについても保護対象とし、その権利行使に際し何らかの公示とか対抗要件が必要ということになれば、この点も織り込んで制度設計することができるかという点を検討する必要があると思われる。
- 既存の債権的な独占的ライセンスについて現行法における取扱いのままとす

るのではなく、このワーキングチームで議論している独占的ライセンスの保護の制度の対象にしてほしいという要望も出ていたので、既存の債権的な独占的ライセンスの取扱いについても今後の検討事項と考える。

（４） 課題解決手段について

ア 想定される課題解決手段

ワーキングチームの検討課題について想定される課題解決手段に関しては、調査研究結果及び今年度のワーキングチームでの議論を踏まえると、以下のような課題解決手段が挙げられる。

- 債権的な独占的ライセンスについて、一定の場合に著作権等の譲受人、他のライセンシー、不法利用者等に対し、その独占性を主張し、差止請求権を行使することができるようにする制度を導入する（独占的利用許諾構成）
- 分野を限らない形で、特許法における専用実施権や著作権法における出版権のような準物権的な独占的利用権を創設する（出版権的構成）
- その他の構成
 - ・独占的ライセンシーが、著作権者等が有する差止請求権を代位行使する際の要件を明文化した規定を創設する。
 - ・著作権法第118条のように一定の場合に独占的ライセンシーが自己の名をもって、権利保全行為を行い得る旨の規定を創設する。

イ 独占的利用許諾構成を検討する必要性

上記アで挙げた課題解決手段のうち独占的利用許諾構成については、ワーキングチームにおいて、同構成で検討することが想定される検討事項¹⁰のかなりの部分は、出版権的構成を取るのだったら検討対象ではなくなるため、先に出版権的構成を取ると決まってしまうと、それでほぼ問題解決という可能性があり、そうであれば、その可能性をまず検討してみるというのも一つの方法ではないかとの意見がチーム員から出ていたところである。

独占的利用許諾構成を検討する必要があるのかという点については、上記3.で指摘したとおり、調査研究におけるヒアリング調査結果では、債権的な独占的ライセンスについて、一定の場合に著作権等の譲受人、他のライセンシー、不法利用者等に対し、その独占的ライセンスの独占性を主張し、差止請求権を行使することができるようにしてほしいというニーズがあることも示唆されていた

¹⁰ 令和元年度ワーキングチーム（第1回）の資料4を参照。

ところである。

また、上記（３）アのとおり関係者に対するヒアリングでは、出版分野については既に独占的ライセンスに係る制度として出版権制度があるものの、近年のビジネスモデルの変化に伴い、支分権単位で権利の内容が定められている出版権と実際の利用行為との間に齟齬が生じているのではないかとの意見があった。さらに、現行の出版権制度では、出版権の設定等の対抗要件は登録とされているが（著作権法第 88 条）、出版権の登録制度については実際にはほとんど使われていないところ¹¹、上記の関係者に対するヒアリングでは登録を独占的ライセンスの独占性の主張や差止請求権を行使するための要件とすることは妥当ではないとの意見も示されているところである。したがって、出版権的構成を採用した場合に、これらの点において現行出版権制度と同様の制度設計とならざるを得ないとする、そのような出版権的構成を採用することには問題があることになる。

加えて、上記の関係者に対するヒアリングでは、出版権的構成を採用して、既存の債権的な独占的ライセンス契約について現行法における取扱いのままとなるのであれば、現に保護が必要な独占的ライセンシーの保護に欠けるので、妥当ではないとの意見も出ていたところである。

これらの関係者からの意見を踏まえると、債権的な独占的ライセンスについて、一定の場合に著作権等の譲受人、他のライセンシー、不法利用者等に対し、その独占的ライセンスの独占性を主張し、差止請求権を行使することができるようにしてほしいというニーズがあるものと考えられ、独占的利用許諾構成も検討する必要があると考えられる。

ウ 検討の順序

課題解決手段の検討の順序については、このワーキングチームの検討課題の主眼は、独占的ライセンシーが直接著作権等の譲受人、他のライセンシー、不法利用者に対し、独占性を主張し、差止請求を行う制度を導入することができるかという点にあるため、まずは、これに対する直接的な課題解決手段となり得る独占的利用許諾構成と出版権的構成を検討することとする。

上記アで挙げた「その他の構成」については、独占的ライセンシーが著作権者等の権利者に代わってその権利を行使し、又は、権利保全行為をすることができるようにするという構成であり、このワーキングチームの検討課題を正面から解決するものではないため、独占的利用許諾構成や出版権的構成についての検討の結果、それらの構成では不十分又は不都合となった場合に検討を進めるこ

¹¹ 調査研究報告書【資料編】資料 3 の 36 頁、令和元年度ワーキングチーム（第 2 回）の資料 3 の 4 頁

とする¹²。

5. 今後の検討の進め方

今年度のワーキングチームにおいては、上記3.の「検討の進め方」で定めた手順のうち、①及び②を完了した。

手順①では上記4.（1）及び（2）のとおり、本検討で用いる用語・概念や検討対象場面について整理を行った。また、手順②では上記4.（3）のとおり、具体の制度設計の要望については分野によって細かい違いがあるものの、独占的ライセンスの独占性を保護することができる制度の導入について、一定のニーズが存することが確認され、また、上記4.（4）イのとおり、独占的利用許諾構成を検討する必要性についても確認されたところである。

来年度は、上記3.の③以降に記載のとおり、想定される課題解決手段について、独占的利用許諾構成及び出版権的構成を中心に各構成における個別の検討事項について検討を進めていくものとする。また、今後の検討にあたっては、今年度ワーキングチームにおいて議論のあった部分や関係者からのヒアリングで確認できた事項を十分に踏まえて、引き続き、民法法理との整合性、制度の導入が契約実務に与える影響、他の知的財産権法との整合性、著作権者の意思との関係等を考慮しつつ、権利行使の実効性を損なわないような制度の在り方について検討を行うものとする。

¹² ただし、独占的利用許諾構成や出版権的構成の検討において、適宜上記アで挙げた「その他の構成」との比較を行いながら検討を進めていく必要があることについては留意が必要である。

6. 開催状況

(令和元年度)

第1回 令和元年8月27日

- ① 本ワーキングチームにおける検討の進め方について
- ② 想定しうる課題解決手段の方向性及び検討事項の整理について

第2回 令和元年11月8日

- ① 第1回本ワーキングチームでの議論を踏まえた今後の検討の進め方について
- ② 本検討の前提となる用語・概念、検討対象場面の整理について
- ③ 関係者に対するヒアリング（一般社団法人日本書籍出版協会，一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム）

第3回 令和元年12月20日

- ① 関係者に対するヒアリング（一般社団法人日本映像ソフト協会）
- ② 関係者に対するヒアリングを踏まえた整理

第4回 令和2年1月20日

- ① 著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチームにおける審議経過のまとめ

7. チーム員名簿

※◎は座長，○は座長代理

※今村チーム員及び栗田チーム員に関しては，ワーキングチーム（第2回）より御就任

（令和元年度）

今村 哲也 明治大学情報コミュニケーション学部専任教授

上野 達弘 早稲田大学法学学術院教授

○ 大淵 哲也 東京大学大学院法学政治学研究科教授

奥邨 弘司 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

栗田 昌裕 名古屋大学大学院法学研究科教授

水津 太郎 慶應義塾大学法学部教授

◎ 龍村 全 弁護士

前田 哲男 弁護士

森田 宏樹 東京大学大学院法学政治学研究科教授

（以上 9名）